



公共施設の あり方計画について

問 公共施設総合管理計画の進捗状況と、今後について問う。

答 公共施設は新たにつくらないことを前提に、学校を地域コミュニティの拠点とし、他の施設との複合化を進めています。その第1歩として現在、市本庁舎整備事業を進めています。

また、学校を複合施設のモデルとし、最初の地域コミュニティの拠点となる高浜小学校等整備事業を進め、公共施設の跡地活用事業のモデルとしては、勤労青少年ホーム跡地活用事業を取り組んでいます。

現在、市本庁舎は旧庁舎の躯体部分の解体工事を概ね終え、会議棟と駐車場の整備・外構工事に移るが、アスベスト除去に日数を要したため、完了が平成30年6月25日の予定となります。

公民館解体工事は、基礎の撤去と杭抜きが一部残っていますが、工期に影響がない予定です。

高浜小学校等整備事業はワーキンググループを組織し、実施設計の最終的調整をしています。

勤労青少年ホーム跡地活用事業は、12月14日開催の公共施設あり方検討特別委員会に報告の予定です。

問 公共施設推進プランで実施した、事業の契約状況について問う。

答 市本庁舎整備事業は、税別30億7,734万円で当初契約を締結し、その後、光熱水費分を除いた28億4,734万円、次いで、外壁塗装のアスベストの除去費用として税別5,200万円増額し、28億9,934万円で変更契約を締結。税別で1億7,800万円の減額となっています。

旧中央公民館解体工事は、当初契約額は1億3,478万4千円で、アスベスト除去工事費270万円。新たな排水対策の費用で当初契約額に5,301万720円を追加し、現時点では合計1億9,049万4,720円。当初契約と比較して5,571万720円の増となっています。今後は跡地活用とも調整し、工事の工夫等で減工できないかを模索し、あれば減額の契約変更を考えます。また、高浜小学校等整備事業は、税別44億4,602万8,126円で事業契約を締結しています。



国民健康保険の 改正について

問 平成30年4月から、国保の運営体制はどうなるのか。

答 新たに愛知県も保険者として運営に関わり、市町村毎に納付金を決定。標準保険税率も市町村毎に設定

する。また、保険給付の点検・事後調整と、市町村が担う事務の標準化・効率化・広域化を促進する。市は、資格管理・保険給付・保険税率の決定・賦課徴収・保健事業等を行う。

問 納付金制度になるメリットは何か。

答 医療費の激増等から納付金が高額となった場合、県内の市町村は互いの伸び率の調整で財政運営上のリスクが回避され、安定的な財政運営を実現することができる。

問 高浜市の国保における年齢構成・所得水準・医療費水準・保険税額の現状と見通しは。

答 年齢構成は、60歳以上が46.8%。所得水準は72万1,932円で、県下54市町村中21位。

医療費水準は28万8,752円で県下53位。保険税額は11万1,246円で、県下3位となっている。今後はさらに高齢化が進み、無職の方の増加が予想され、国保財政運営は厳しくなっていく。

問 新制度における高浜市の納付金の状況は。

答 仮算定では県平均を下回り、県下54市町村中20位となる見込みである。被保険者数が現行と同程度であれば、現行と同水準の被保険者負担で賄える試算となっている。

問 賦課方式が、現行の4方式から3方式に変更になるとの事だが、どのような影響があるか。

答 県の標準が、現行の所得割・均等割・平等割・資産割の4方式から、資産割を除く3方式になる。固定資産のある被保険者は、その税額に応じて負担が軽減される。その軽減分が世帯や被保険者の人数に応じて均等に増額される。所得のある方には、所得割の配分が高くなる。

しかし、保険税として徴収する総額については平成29年度と同程度に留めるとともに、特定の所得階層や世帯状況の方に影響が集中しないよう、最大限の配慮をしていく。

なお、低所得者の方には、現行と同様に2割・5割・7割軽減の適用が継続される。